

希望要望項目一覧

平成31年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>■公営住宅のコミュニティ維持の問題について</p> <p>公営住宅に長年住んできた方から、「公営住宅内で世話をできる人が減って、様々な負担が一部の人にかかっている。現在でも厳しい状況だが、将来的には公営住宅内コミュニティの維持が困難になるのは目に見えており、行政としても対応を考えてもらえないか」という相談を受けた。</p> <p>公営住宅が住宅困窮世帯へのセーフティネットとしての役割を果たしていることにより、どうしても高齢者や低所得者の住民が多くなり、それによって、公営住宅内のコミュニティ維持が困難になってきている。さらに、公営住宅の住民の地域コミュニティへの参加の問題も地元の自治会との間で課題となってきている。</p> <p>公営住宅のコミュニティの現況を把握したうえで、セーフティネットとコミュニティとのバランスについて検討し、公営住宅内のコミュニティの維持と地域コミュニティと公営住宅の住民との良い関係を維持することについて、県としても取り組むことを要望する。</p>	<p>平成15年度から高齢者、障がい者世帯等を対象に優先入居制度を実施してきたことにより、団地から共同作業の維持が困難になってきているとの声を受け、平成25年度から子育て世帯、平成29年度から妊娠中世帯を優先入居の対象に追加し、団地内のコミュニティバランスの改善を図っている。</p> <p>さらに平成29年度からは、これまで団地内で実施してきた各世帯の水道料金の徴収を、県が全県で外部委託し、団地の負担を軽減しているところである。改めて団地のコミュニティの現状を確認し、他県の取組も情報収集しながら、必要に応じて方策を検討したい。</p> <p>また、県営住宅の集会所やごみステーションについては要望に応じて団地周辺の自治会との共同使用も認める他、新規入居者には地元自治会への加入を勧めるなど地域コミュニティとの関係構築にも配慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅管理効率化事業 196,000千円 ・県営住宅維持管理費 410,086千円
<p>■中部地区市町村からの要望について</p> <p>中部地区の市町村から寄せられている各種要望について、継続分の要望の引き続きの支援はもちろんのこと、これまで実施できていない事項と新規分の要望についても、ぜひとも実現させるよう要望する。</p>	<p>各種要望について、関係者から意見を聞きながら、可能な限り実現できるよう対応を検討していきたい。</p>
<p>■各種団体からの要望について</p> <p>各種団体からの要望については、我々党派希望(のぞみ)だけでなく県議会各党派そして執行部においても受けられていることと思います。</p> <p>これまで対応できなかった要望の実現だけでなく、継続分の引き続きの支援はもちろんのこと、新規分につきましてもぜひとも対応いただきますよう要望いたします。</p>	
<p>▶ 社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会</p> <p>1. 障がいや障がい者の正しい理解の促進について</p> <p>障害者差別解消法、あいサポート条例を実効性あるものにするため、事業者や県民が、障がいや障がい者を正しく理解していただくような施策に積極的に取り組んでいただくよう要望する。</p>	<p>あいサポート条例に基づき事業者や県民による障がい者に対する理解を更に深めるため、希望する県内企業等を対象に、障がいのある当事者が企業等を訪問して講話を行う取組を平成29年6月補正予算から開始しており、その取組を引き続き実施するとともに、市町村や関係機関等とも協力して、障がい者と健常者との交流促進やヘルプマークの広報を始めとする県民向けの啓発活動を幅広く展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート推進事業 13,331千円

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>2. 身体障がい当事者による身体障害者相談員の委嘱促進について 県内の身体障害者手帳所持者数は横ばいであるが、身体障害者相談員数は、年々減少しており、相談員がいなくなった市町（日南町、日野町）や相談員数が減少している市町（湯梨浜町、大山町）がある。 身体障がい者が地域で安全・安心に暮らすため、障がい当事者による身体障害者相談員を十分確保していただくよう要望する。</p>	<p>身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、相談員の委嘱促進は市町村が行うべきものであるが、県としては相談員の資質向上や地域・行政とのネットワーク構築等を目的とした研修会の実施などを行うための経費について、引き続き当初予算での対応を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業（相談支援体制強化事業） 2,075千円
<p>▶ 鳥取県森林組合連合会 1. 新たな森林管理システムへの対応について 平成31年度からスタートする新たな森林管理システムの実効性を上げるため、県に市町村・森林組合毎の支援チームを立ち上げ、きめ細かに指導いただくよう要望する。</p>	<p>各事務所に市町村ごとの担当職員を貼り付けきめ細かく対応するとともに、市町村の林務行政を支援する地域林政アドバイザーの候補者情報を提供するなど、制度の円滑な実施に向けた市町村・森林組合の体制整備を支援する。</p>
<p>2. スマート林業への対応について 航空レーザー計測の早期実施について、林業関係だけでなく、生活環境部・県土整備部等総合的に予算化し、県全体で活用できるよう要望する。 また、林業の造林事業関係、林道事業関係においても事務の軽減・事業の効率化を図るため、ICT機器及び技術の積極的利用ができるように制度の制定を要望する。</p>	<p>航空レーザー計測の実施については、次年度も引き続き実施するよう、2月補正及び当初予算で検討しており、計測の成果については、県全体で共有していきたい。 また、航空レーザー計測だけでなく、森林クラウドシステムも活用しながら県内の施業の効率化等を進めているところであり、造林事業におけるICT技術の活用についても、国の動向などを勘案しながら検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】林業・木材産業強化総合対策事業（うち航空レーザー計測） 212,000千円 ・林業成長産業化航空レーザー計測事業 197,640千円 ・森林計画樹立事業（うち森林クラウドシステム保守管理事業） 4,500千円
<p>3. 平成30年7月豪雨への対応について 激甚災害指定による災害復旧工事期間は原則3年間となっているが、作業道の復旧を期間内に終えるのは困難だと思われるため、単県作業道の事業期間の延長を要望する。 また、小規模災害の復旧は「しっかり守る農林基盤交付金」での対応となるが、この交付金は、農業関係等も含むため、事業費が増大することが想定されるので、小規模林道災害に十分対応できるよう予算枠の確保を要望する。 作業道復旧に係る地元負担金軽減のため、災害補助金の嵩上げをお願いする。</p>	<p>平成30年7月豪雨災害に係る単県作業道の事業については当初予算で検討しており、次年度中に完了しない場合も、事業費の繰越しが考えられる。 小規模林道災害に十分対応できるよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林作業路網災害（H30年災）復旧対策事業 21,000千円 ・しっかり守る農林基盤交付金 210,000千円 <p>また、作業道災害復旧に係る地元負担金の軽減を図るため、甚大な被害を受けた地域の補助率を1/3→1/2に嵩上げするよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林作業路網災害（H30年災）復旧対策事業 21,000千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4. 森林整備事業と予算確保について</p> <p>森林環境譲与税によって、県の森林対策予算を減額したり、森林環境譲与税と合算することのないよう、31年度も引き続き予算を確保することを要望する。</p> <p>GPS機器利用の暫定基準が定められているが、基準が制定された当時と比べ著しく測量精度は向上しているため、暫定基準の見直しを要望する。</p>	<p>県予算は国の予算確保に影響されることから、これまでも森林整備事業に係る予算が安定的に確保されるよう国に対して要望しており、平成31年度の国の概算決定額は1,413億円(対前年117%)であった。</p> <p>次年度以降も引き続き、森林整備事業に係る必要な予算が確保できるよう国に要望したい。</p> <p>GPSの精度向上を踏まえて、森林現場における精度を検証しながら暫定基準の見直しを検討する。</p>
<p>5. 主伐・再造林の推進について</p> <p>再造林に対する所有者の負担軽減のため、造林事業における査定係数のアップ(170→180)と早期の基金制度の創設を要望する。(国・県要望)</p> <p>皆伐再造林について、既存事業の「花粉発生源対策促進事業」は、採択要件として植栽に使用する苗にコンテナ苗が指定されているが、ふるい苗を用いた皆伐再造林が可能な単県の新規事業の創設を要望する。</p> <p>持続可能な森林経営を確立するためには皆伐再造林が必要だが、現在の材価では再造林費用に充当するための利益を山元に還元することが難しくなっているため、再造林費用の嵩上げか間伐同様の搬出助成措置を講じていただくことを要望する。</p> <p>森林所有者が再造林、保育事業(雪起こし・下刈り)に係る費用負担が無いよう、補助額の嵩上げを要望する。</p> <p>また、樹種としてスギ、ヒノキだけでなく、造林コストの低減や省力化が期待できる樹種(カラマツ・コウヨウザン等)の研究や安定的な苗木(少花粉スギ等)の供給体制強化を要望する。</p>	<p>査定係数は国の基準であり、県で変えることは出来ないが、基金の創設については、関係者の意見を聞きながら合意形成に向けて支援する。</p> <p>コンテナ苗の生産拡大については、引き続き対策を講じていくとともに、ふるい苗については、まず関係者の意見を伺ってみたい。</p> <p>少花粉スギやクヌギ等による植栽、植栽と一体的に行う作業道整備などは既に嵩上げしているところであるが、主伐、再造林を促進するための施策の充実等について国に要望したい。</p> <p>主伐・再造林推進のための新たな枠組みについて、引き続き関係者の意見を伺いながら検討する。また、少花粉スギ等のコンテナ苗生産については、苗木生産者の支援等により生産拡大を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗木生産体制強化事業 6,455千円
<p>6. 間伐材搬出等事業について</p> <p>森林整備の加速化を図るために、鳥取県間伐材搬出促進事業の継続を要望する。</p>	<p>事業の継続について、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材搬出等事業 697,200千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>7. 路網整備について</p> <p>林業専用道の補助対象に植栽の追加を要望する。 県・市町村での林業専用道の整備を要望する。 林業専用道は高規格であることから単年で完了させることは困難なので、2年間に分けて事業実施できるよう要望する。 市町村管理の林道は交付税の対象となっていますが、森林組合管理の林業専用道は助成措置がなく巡視管理に苦慮しています。林道と同様の措置及び自然災害に対する助成措置をお願いする。 現場の奥地化と環境に配慮するため、尾根筋等の県営林業専用道の開設を要望する。 林地までの農道の修繕費等が増大していることから、作業現場安全確保対策事業における作業道の助成制度を農道まで拡充することを要望する。 局地的豪雨等の災害を未然に防ぐため、急傾斜地等への構造物（二次製品）使用に対して、助成措置を要望する。 また、林業専用道開設にかかる事業の継続を要望する。</p>	<p>皆伐後に再び植栽が計画されている地域に林業専用道を整備できるよう、関係者から具体的な実情を聞きながら対応するとともに、県・市町村での整備については、林道専用道の目的・必要性などを関係者から具体的に聞き取りながら検討する。</p> <p>国の事業は、単年度完了のため、「計画⇒地元説明⇒同意」を前年度までに行っていたが、「測量設計⇒伐採⇒工事⇒とりまとめ」の年度内完了にむけ計画的に事業を進めるよう関係者と話をしていきたい。</p> <p>林業専用道の助成措置については、平成31年度から交付される森林環境譲与税の活用などが考えられることから、所管の市町村へ相談したり、「補強事業（路体強化など）」の活用や災害復旧対策事業の対象となる林道への格上げなどを検討するよう関係者と話をしていきたい。また、林地までの農道の維持修繕については、しっかり守る農林基盤交付金の活用が可能なので、市町村と協議・調整を行うよう関係者と話をしていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しっかり守る農林基盤交付金 210,000千円 <p>急傾斜地で災害が発生する恐れがある場合は、具体的な実情を聞きながら検討する。また、林業専用道の開設に係る予算については、2月補正、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】林業・木材産業強化総合対策事業（うち路網の整備） 275,769千円 ・路網整備推進事業 574,240千円
<p>8. 高性能林業機械について</p> <p>高性能林業機械の購入の国の補助率が1/2から1/3になったことから、県、市町での補助率の上乗せ(国 1/3→国・県・市町村 1/2)を要望する。また、30年度から補助対象となったリース支援についても同様に要望する。</p>	<p>国の補助率が1/2から1/3になったものもあるが、必要な素材生産目標等を設定することで、同補助率を1/2とすることができるので、その方向にできる限り誘導していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト林業機械リース等支援事業 159,208千円
<p>9. 人材育成・確保について</p> <p>若者等新規就労者の定着のため、林業現場の環境改善、3K（危険・汚い・きつい）の払拭、条件不利地対策、中山間地域対策として林業労働者への直接所得補償、退職金制度への助成措置、また、経済林としてではなく環境林として整備・国土の保全環境を守っている担い手として誇りを持って仕事ができる仕組みの検討を要望する。</p>	<p>林業現場における新規就労者の確保、定着のため、鳥取県版緑の雇用支援事業、森林整備担い手育成総合対策事業等の継続・拡充について、当初予算において検討しており、また、職場説明会などを通じて引き続き林業職場のPRを続けていく。</p> <p>林業職場の改善、労働災害対策等については、これまで学んできたオーストリアの取組を参考に、防護衣の普及、労働安全の研修等を今後も進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県版緑の雇用支援事業 52,442千円 ・森林整備担い手育成総合対策事業 56,290千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>▶ 鳥取県精神障害者家族会連合会</p> <p>1. 精神障がいのある人が安心して地域で暮らせる体制の整備について</p> <p>① “東・中・西”各圏域の精神科救急医療システムの救急体制及び終日の医療体制を充実してください。さらに、現状の不十分な対応等の改善を医療機関に促してください。また、今後の具体的な計画につき、達成年度を含めご提示願います。</p>	<p>県では、夜間・休日、早急に入院や治療が必要な方に対し、適切な医療を提供するため、東・中・西部の第2次医療圏において、医療の提供及び空床確保等必要な精神科救急の体制を整備し、終日の医療体制の充実を図っている。精神科に係る入院対応の在り方を含め、今後も引き続き、関係機関と連携しながら対応していく。</p> <p>・精神科救急医療体制整備事業費 59,735千円</p>
<p>②精神障がいのある人が他の疾患で救急搬送された場合、総合病院等の入院を含め受け入れ体制を確立してください。</p>	<p>県では、夜間・休日に精神科医療が必要になった方に対し適切な医療を提供するため、精神科救急医療体制の整備を行っている。なお、精神障がいのある方が他の疾患で救急搬送された場合には、基本的には当疾患に係る一般科で入院を含む対応をすることになるが、精神科と総合病院との連携体制のあり方について、機会を捉えて医師会など関係機関と協議していく。</p> <p>・精神科救急医療体制整備事業費 59,735千円</p>
<p>③ “東・中・西”各圏域のアウトリーチ体制の整備をしてください。また、現在県が取り組まれている西部圏域アウトリーチ事業について、具体的計画と達成年度をご提示ください。</p>	<p>アウトリーチ的な取組の一つとして、西部圏域において家庭訪問による相談や家族ケアなどを行う事業を行っている。来年度も引き続き実施するための経費を当初予算で対応するよう検討しており、蓄積したノウハウ等を各圏域へ展開していく。</p>
<p>④誰でも利用できる24時間対応の電話相談の体制を県として整備してください。</p>	<p>県では、夜間・休日において、精神疾患を有する方や、そのご家族から緊急的な精神医療相談を受ける窓口を県内2病院（渡辺病院・倉吉病院）に委託して設置している。</p> <p>・精神科救急医療体制整備事業費 59,735千円</p>
<p>2. 精神障がいのある人の就労支援について</p> <p>①就労継続支援A型及びB型事業所等の利用者の実態把握をした上で、精神障がいのある人の障がい特性に配慮し福祉の精神に徹した就労支援を強化するように、事業者に徹底してください。</p>	<p>就労継続支援を含む障がい福祉サービスについては、障がいのある方一人一人の障がいの特性や程度、就労意向などに応じた支援計画を作成し、それに基づいたサービスを実施することとされており、あらゆる機会を捉えて事業所等に周知等を図っていく。</p>
<p>②現在の就労継続支援事業所は、作業効率を優先し就労を支援する場であるという本来の機能が失われているように思われます。福利厚生の実と共、利用者が希望の持てる支援をお願いします。</p>	<p>就労継続支援事業所における就労の取組は、工賃向上を重要視する事業所、レクリエーション的な居場所づくりに重点を置く事業所など様々な形態があり、利用者の方には、自分に合ったサービス事業所を選択していただくことが望ましい。新たに策定する就労継続支援事業所に係る工賃3倍計画においても、障がいの特性に配慮した働きやすい環境整備を図るため、事業所の特徴に応じた目標工賃額の設定と支援を進めていく。</p>
<p>③精神障がいのある人の就労について、一般企業の障がい者支援担当者に対して、精神障がいの特性に特化した研修の充実を図ってください。</p>	<p>精神障がい・発達障がいを中心に、障がいを正しく理解して日常的に障がい者を現場で支える「とっとり障がい者仕事サポーター」を養成する講座を県と鳥取労働局との共催で平成29年度から実施しており、引き続き実施を検討している。</p> <p>・とっとり障がい者仕事サポーター養成研修事業 656千円 ・とっとり障がい者仕事サポーターフォローアップ研修事業 264千円</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>3. 精神障がい者の支援の格差解消について</p> <p>①鳥取県内発着の高速バスおよび定期観光バス料金を精神障がい者も半額にしてください。</p>	<p>交通運賃割引制度について、精神障がい者に対しては、県内一般乗合バス路線において半額割引とされているほか、県内発着高速バス路線等においても県外他社共同運行を除き半額割引が導入されており、少しずつ取組が進んできている。</p>
<p>②鳥取県内におけるハイヤータクシー(UDタクシー含む)運賃割引制度を精神障がい者にも適用してください。</p>	<p>県では、タクシー事業者等に対し、他の障がい者と同様に取り扱うよう働きかけるなど、理解を求めていく。</p>
<p>▶ 鳥取県看護連盟</p> <p>1. 医療的ケアの必要な重症心身障がい児・者の在宅支援について</p> <p>県・東部中核市（鳥取市）・その他関係団体、病院施設関係機関と連携を密にした訪問看護事業の拡充のために、医療的ケアの必要な児・者支援センターの施設整備と必要な人材の確保を要望する。</p> <p>また、開始から安全医療提供の促進のための準備費と人材育成に係る費用について助成を要望する。</p>	<p>県と日本財団との共同プロジェクトの一つとして、各圏域に重症心身障がい児者や医療的ケアが必要な方及びその家族の在宅生活を支えるための拠点施設を整備することとしており、開設・運営を主体的に担っていただける団体と緊密な連携を図りながらこの事業を進めているところである。</p> <p>県東部の拠点にあつては、鳥取県看護協会により計画が進められているところで、障害福祉サービス事業のほか訪問看護事業、療養通所介護事業や看護師の人材育成など、東部圏域における在宅支援の環境整備に大きく資するものと期待している。今後、計画の内容に対してどのような支援が可能か関係者とよく協議していく。</p>
<p>2. 「がんカフェ」、「まちの保健室」の事業継続について</p> <p>「まちの保健室」への助成を引き続きお願いするとともに、市町村に対する補助だけではなく、実際に取り組んでいる団体にもお願いしたい。</p> <p>また、「がんカフェ」への助成も引き続き要望する。</p>	<p>まちの保健室については、市町村と連携して広く県民を対象に「まちの保健室」を実施する団体も補助対象となるよう制度を見直し、その取組を支援していくこととしている。</p> <p>・ココカラげんき鳥取県推進事業（みんなで取り組む「まちの保健室」事業） 800千円</p> <p>がんカフェについては、がん患者同士の支えあい（ピアサポート）の力は大きく、実践する場としての「がんカフェ」は有効であることから、運営支援を継続することとしている。</p> <p>・がん対策推進事業（がんカフェ運営支援事業） 500千円</p>
<p>3. 地域包括ケアシステムの構築について</p> <p>在宅・施設での看取りがより可能となるために特定行為研修を終了した看護職者の増が必要ではあるが、訪問看護師として実働をしている上に於いて長期研修の受講できる可能性は皆無である。そこで計画的に在宅看取り看護師を育成する仕組みづくりを検討するため医師会を含め体制作りを進めるワーキングの設置を要望する。</p>	<p>訪問看護師が実動しながら長期研修を受講することは難しい状況であるため、まずは、県内の認定看護師や特定行為研修修了者、その他関連研修に派遣したリーダー的役割の看護師を鳥取県訪問看護支援センターが実施する訪問看護に関する研修会において、講師及びアドバイザーとして活用し、在宅看取りに携わる看護師を育成することを検討している。</p> <p>このことも含め、計画的に在宅看取りに携わる看護師を育成する仕組みについて、鳥取県地域医療対策協議会などにおいて、医療関係者の意見を聞き検討していく。</p> <p>・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（訪問看護支援センター事業） 11,257千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等				
<p>4. 助産師の実践能力の強化に向けた体制整備について 助産師出向制度による成果が他県でも報告されており、当県においても少しずつ本事業が周知されてきている。助産師になろうとする学生への助成、並びに出向制度の継続的支援について、引き続き行うことを要望する。</p>	<p>医療機関における助産師就業の偏在解消や助産実践能力の向上等を図るため、助産師が他の医療機関で業務を行う助産師出向支援事業を引き続き行うことを当初予算で検討している。</p> <p>・助産師出向支援事業 1, 321千円</p>				
<p>▶ 鳥取県母子寡婦福祉連合会 1. ひとり親家族等日常生活支援事業（子育て支援）について 日常生活支援事業で家庭生活支援員を派遣する場合に、安心・安全を確保するため二人体制を原則とすることを要望する。</p>	<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業における子育て支援サービスの一部は、既に二人体制でのひとり親家庭生活支援員の派遣が認められていますが、現行制度で二人体制での派遣が認められていない部分については、現場の実情を聞き、必要があれば国への制度改正の要望を検討したい。</p> <p>・ひとり親家庭生活支援事業（ひとり親家庭等日常生活支援事業） 1, 023千円</p>				
<p>2. 鳥取県育英奨学資金について ひとり親家庭の子どもへの鳥取県育英奨学資金（高校等奨学資金・大学等奨学資金）を給付制とすることと、児童扶養手当法の改正にもない所得制限を上乗せすることを要望する。</p>	<p>現時点では、鳥取県育英奨学資金は貸付制で考えているが、高校生等に対しては、鳥取県育英奨学資金の貸与の他に、授業料に充てるための高等学校等就学支援金、授業料以外の費用に充てるための高校生等奨学給付金を給付しているところである。来年度は、第1子に係る高校生等奨学給付金の給付額を引き上げ、低所得世帯の修学支援を強化する予定としており、高校生等に係る就学費用は相当程度軽減されていると考えている。</p> <p>大学生等に対しては、現在国において給付型奨学金制度の拡充や授業料減免制度の創設等の高等教育の無償化が進められており、昨年7月には給付型奨学金制度等の一層の充実を図るよう国に要望したところである。また、本県では地元企業に就職した学生が借りた奨学金の返還を減免する鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度を設けて制度の拡充等を図ってきているところである。</p> <p>所得基準額については、既にある程度高めに設定しているところである。</p> <p>(参考) 親子2人の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>高校等（国公立自宅通学）</td> <td>806万円</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>890万円</td> </tr> </table>	高校等（国公立自宅通学）	806万円	大学等	890万円
高校等（国公立自宅通学）	806万円				
大学等	890万円				
<p>3. ひとり親家庭等への家賃補助 公共住宅の抽選にもれたひとり親の自立を支援するため、民間の住宅に入居するひとり親家庭に対して月額 10,000 円の家賃補助を要望する。</p>	<p>ひとり親家庭の住環境充実に関する施策については、平成31年度に予定している「鳥取県ひとり親家庭自立促進計画」の改訂作業を通じて、どのような支援が可能であるか検討してみたい。</p>				
<p>▶ 日本栄養士連盟鳥取県支部（公益社団法人鳥取県栄養士会） 1. 「食の応援団」支援事業について 成人、高齢者、子どもの食習慣・食生活の改善と予防について、野菜摂取の習慣化と摂取量の向上を継続して普及啓発するために、「生活習慣病予防のための栄養改善事業」、「子どものための食育教室事業」について引き続き支援するとともに、「災害時の食支援事業」についても支援すること。</p>	<p>「生活習慣病予防のための栄養改善事業」及び「子どものための食育教室事業」については、来年度も引き続き鳥取県栄養士会の事業実施を支援することとしている。</p> <p>「災害時の食支援事業」については、鳥取県栄養士会と協議の上、「食の応援団」支援事業の経費（公開講座の開催等）の中で実施することを検討したい。</p> <p>・キラリと光る食育推進活動事業（「食の応援団」支援事業） 2, 602千円</p>				

要望項目	左に対する対応方針等
<p>▶ 鳥取市手をつなぐ育成会</p> <p>1. 親亡き後の安心サポート体制構築事業</p> <p>知的障がい者が親が亡くなった後でも自立して生活していけるように、安心サポートファイル普及の取組について、コーディネーター設置等の事業について支援することを要望する。</p> <p>また、平成29年度に取りまとめた「親亡き後等に関する保護者アンケート調査報告書」の中で、保護者の要望に基づいて行った提言を具体化していくための検討委員会の設置等を要望する。</p>	<p>安心サポートファイルを活用した普及啓発とコーディネーター配置、及び検討委員会の設置に継続して取り組むため、必要経費について当初予算での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親亡き後の安心サポート体制構築事業 3, 511千円
<p>2. 鳥取県手をつなぐ育成会事業について</p> <p>知的障がい者の社会参加や地域社会への理解の促進を図る、知的障がい者レクリエーションの開催、知的障がい者本人大会の開催、鳥取県手をつなぐスポーツ祭りの開催、手をつなぐ育成会県大会の実施、研修会の開催、広報紙の発行、知的障がい理解パンフレットの作成等の活動について引き続き支援することを要望する。</p>	<p>育成会が実施する活動等への助成を継続するための経費について、当初予算での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業・障がい者社会参加促進事業 12, 543千円
<p>▶ 一般社団法人鳥取県建設業協会</p> <p>地域建設業が、働き方改革・生産性向上への取組を加速させ、担い手を確保・育成し、その社会的使命を引き続き果たしていくためには、健全で安定した経営を継続する必要がある。</p> <p>そのために安定的・持続的な事業量を確保できるよう以下について要望する。</p> <p>1. 強靱な県土づくりを着実かつ集中的に推進するとともに、地域経済の活性化、地方創生等を促進し、消費税による景気の落ち込みに備えるために、公共事業関係費を大幅に増額した来年度当初予算を編成すること。</p> <p>鳥取県国土強靱化地域計画関係予算は、別枠で計上する等、国土強靱化対策を計画的、集中的に実施すること。</p>	<p>県土強靱化と地方創生が図られ、地方経済の活性化にも繋がる公共事業予算の確保と地方重点配分については、平成30年10月22日、12月14日に国土交通省へ要望したところであり、今後も機会を捉えて国への働きかけを行っていく。</p> <p>なお、来年度予算の本県への配分額は現時点で未定であるが、政府案に見られる公共事業関係費は消費税引上げ対策と防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策などにより、臨時・特別措置額も含めると対前年度比1.16倍となる7兆円弱の規模となっている。</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は平成30年度2次補正から平成32年度まで「臨時・特別の措置」を活用して集中的に実施するとされており、3年間の事業規模は概ね7兆円程度と示されている。</p> <p>本県の来年度当初予算は骨格予算となるが、災害関連など、緊急性の高いものや年度の初期にやらないといけないものを中心に予算編成し、積極的投資については引き続き検討する。</p>
<p>2. 地域の安全・安心の守り手である地域建設業が、災害や除雪等の対応に必要な人員、機材を確保・維持し、常に稼動可能な体制を整えておくために必要となる事業量の確保等の環境整備に努めるとともに、市町村を含む全ての公共事業発注者の参加の下、発注見通しについて地域単位等での統合的な公表を行うこと。</p>	<p>安全・安心で災害に強い県土をつくるためには、地域を支える県内建設産業の経営基盤の安定は不可欠であるという観点から、平成30年10月22日、12月14日に、公共事業費の総額の拡大と地方への重点配分について国土交通省へ要望したところであり、今後も機会を捉えて国への働きかけを行っていく。</p> <p>発注見通しの統合的な公表については、鳥取県発注者協議会において取組を検討しているところであり、現在取り組んでいる国・県・鳥取市に他の市町村も加えることについて検討を進めたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3. 改正品確法で謳われた適正利潤を確保するため、最新の労務単価、資材等の実勢価格等を的確に反映した予定価格を設定するとともに、低入札調査基準価格の上限枠の引き上げ、予定価格の上限拘束性の撤廃、営繕工事における入札時積算数量活用方式等による適切な設計変更等に取り組むこと。</p> <p>また、改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」について、全ての発注者、特に市町村における確実な実施が担保されるよう必ず実施すべきこととされた事項については、指導権限を明確に制度的に位置付けるなどにより、指導の徹底を図ること。また、現在実施に努めるとされている事項のうち、「発注や施工時期の平準化」等については、必ず実施すべき事項に格上げすること。</p>	<p>予定価格の設定については、最新の労務単価、資材等の実勢価格等を用いて適正に行っている。</p> <p>(低入札)調査基準価格については、現在、予定価格2億円未満の工事について、工事原価実態調査を実施し、現行の調査基準価格等の水準が適正かどうか検証を行っているところであり、国や他県の状況も勘案しながら適切な水準の設定に努めていく。</p> <p>予定価格の上限拘束性の撤廃については、地方自治法等の改正が必要であり、今のところ困難である。</p> <p>営繕工事における入札時積算数量書活用方式については、昨年度導入した国の状況等を踏まえ、今後導入を検討する。</p> <p>改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」について、必ず実施すべきこととされた事項について指導の徹底を図ること、また、実施に努めるとされている「発注や施工時期の平準化」等について、必ず実施すべき事項に格上げすることの御要望については、国に伝えるとともに、鳥取県発注者協議会において取組を進めたい。</p>
<p>4. 「ゼロ国債」、「二ヵ年国債」、「ゼロ県債」等の一層の活用、適正な工期の設定等により、発注や施工時期の平準化の徹底を図ること。加えて、現場条件が整ってから発注を行うとともに、入札に伴う技術者の不必要な拘束を回避すること。</p> <p>また、地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や随意契約を積極的に活用するなどして、地域建設企業の受注機会の拡大、積極的活用を図るとともに、分任官契約工事の対象額の拡大を行うこと。</p>	<p>「ゼロ県債」及び「余裕工期」の積極的活用等により適正な工期の設定を図るとともに、「ゼロ国債」・「二ヵ年国債」等を含めて、発注や施工時期平準化に継続して取り組んでいきたい。また、工事の発注については、現場条件が整ってから行うことを基本とし、やむを得ない場合には工事中止の手続きを行うことにより、技術者の不必要な拘束を回避している。</p> <p>維持管理工事や災害復旧工事については、総合評価入札の評価項目に地域点を導入して、地域の事情に精通した地元業者が受注できるように制度上の配慮を行い、地域建設企業の受注機会の拡大に取り組んでいる。</p> <p>分任官契約工事の対象額の拡大については、実態を把握したうえで、国と協議していく。</p>
<p>5. 設計労務単価について、調査や決定方法等を抜本的に見直すことにより更なる引き上げを行うこと。特に、建設業における働き方改革を迅速に進める観点から、週休二日制の普及、日給月給制の技能労働者を含めた建設業界全体の労働環境の整備を図るための設計労務単価の見直し、補正係数の大幅な引き上げを行うこと。併せて、積雪寒冷地の特性に対する対応や酷暑下における作業効率低下への対応として、寒冷地独自の積算や労務単価・歩掛かりの夏期割増しなどの積算基準の見直しを行うこと。</p> <p>さらに、除雪業務に係る時間外労働規制に関し、地方公共団体等の要請により通常の勤務時間以外に行われる除雪については、災害対応又はそれに準じた運用となるよう、国、県、市町村間で調整を図ること。</p>	<p>設計労務単価の調査・決定方法等については国土交通省の所管事項であり、当県において判断することはできない。週休二日制の普及に伴う設計労務単価の見直し、補正係数の引上げについても、国土交通省の労務費調査等の結果に基づいた設計労務単価、補正係数を用いているところであるが、日給月給制技能労働者の賃金低下については、県としても課題であると認識しており、国土交通省に対して課題の解決に向けた対応を要望している。同様な課題があれば国土交通省に要望することも検討したいので御教示願いたい。下請けも含めた各労働者に適切な賃金が支払われることにより労務費調査の結果に反映され、それが次年度の労務単価の上昇につながるため、引き続き、適切な賃金の支払いと調査協力をお願いする。寒冷地独自の積算や労務単価・歩掛りの夏期割増しなどの積算基準の見直しについても国土交通省に対して要望する必要があるため、具体的な問題点と解決策の案について御教示願いたい。</p> <p>急な降雪によって通常の社会生活の停滞を招く恐れがあり、地方公共団体から除雪の要請がある場合などについては「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当し、労働時間の延長及び休日労働の許可の対象となり得ると厚生労働省資料に明示されている。災害対応又はそれに準じた運用とすることについて、改めて関係機関と協議し、徹底を図りたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>6. 建設現場での生産性向上を図るため、ICT活用に対応できる人材育成、ICT建機導入のための融資や税制等の支援の充実、小規模工事も含めた積算基準の見直し等に取り組むとともに、三次元データ活用現場における書面ゼロ化を含め、工事書類の標準化・簡素化に大胆に取り組むこと。</p>	<p>ICT活用に対応できる人材育成については、現在、国と連携して講習会の実施などに取り組んでおり、引き続き取り組んでいく。</p> <p>ICT建機導入のための融資については、現時点で、中小企業庁所管の「環境・エネルギー対策資金」や「IT活用促進基金」、県の「企業自立サポート融資」が活用可能である。税制についても、「中小企業等経営強化法」、「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」により中小企業に対する生産性向上のための税制優遇措置が行われており、今後も関係団体の意見等を聞きながら、必要な取組については国に要望するなどしていきたい。小規模工事も含めた積算基準の見直し等については、試行工事の効果検証を元に、県工事規模（中小規模）における課題等の改善を国に働き掛けていく。工事書類の標準化・簡素化については、協会等の意見も頂きながら継続して取り組む。</p>
<p>7. 災害時の応急復旧活動において、情報の混乱等が生じない体制作りや、国、県、市町村が連携した一元的、包括的な指示の実現などの災害緊急対応の円滑化を図ること。</p> <p>また、災害協定に基づき出動した際に発生の危険のある二次災害に対する公的補償について、災害協定に明確に位置付け適正な補償額を検討すること。</p>	<p>災害時の応急復旧活動においては、災害対策本部における情報の一元化や国、県、市町村相互にリエゾンを派遣すること等による情報の共有化と連携などにより、災害緊急対応の円滑化を図っているところであるが、所管業務による指示系統の区分については御理解願いたい。</p> <p>また、災害協定に基づき出動した際に発生の危険のある二次災害に対する適正な補償額については国や他県等の取組を参考にして検討する。</p>
<p>▶ 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</p> <p>1. 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと体制整備について</p> <p>地域共生社会の実現に向けて、市町村行政の社会福祉協議会に対する理解や連携が図られるよう、引き続き県からの働きかけを要望する。</p>	<p>市町村・市町村社会福祉協議会への訪問・意見交換や、市町村長と市町村社会福祉協議会会長を対象とした地域福祉推進に関するトップセミナー等を実施し、両者の理念の共有や連携等を図っている。今後も市町村に対して、市町村社会福祉協議会との連携等について、機会をとらえて働きかけていきたい。</p>
<p>2. 権利擁護に係る諸事業の一体的な取り組みと財源確保について</p> <p>都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となっている日常自立支援事業については、成年後見制度や虐待防止等の権利擁護施策と一体的に市町村における取組みとして移行がなされ、その際には市町村において十分な財源確保がなされるような仕組みとなるよう、国へ働きかけることを要望する。</p>	<p>現状で県社会福祉協議会から市町村社会福祉協議会へ委託され、実務は市町村社会福祉協議会が行っている。必要な財源措置がなされるよう、引き続き機会をとらえて国へ働きかけていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業 41,002千円
<p>3. 福祉人材の確保・育成・定着のための総合的な取り組みの強化について</p> <p>福祉人材の確保・育成・定着のために県から委託を受けて実施している事業について、各部局と連携の下「福祉人材センター」が総合的、計画的に施策・事業展開ができるよう要望する。</p>	<p>福祉人材の確保・育成・定着に資するため、「福祉人材センター」の各種事業が継続的に実施できるよう、当初予算で対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材センター運営事業 7,852千円 ・保育士確保対策強化事業（保育士・保育所支援センター設置・運営事業） 11,561千円 ・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業（介護人材確保のためのマッチング機能強化事業） 5,333千円 ・元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業（介護助手の養成） 2,857千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>▶ 鳥取県民生児童委員協議会</p> <p>1. 民生委員・児童委員活動に対する補助金の確保について 民生委員・児童委員活動の実態と重要性について理解し、民生委員・児童委員活動費及び地区民生児童委員協議会活動推進費補助金について、引き続き確保することを要望する。</p> <p>2. 民生児童委員活動をさらに充実させるための活動環境整備について 民生委員制度やその活動について、広く社会の理解と協力を得ていくために、継続的な広報、PR活動をお願いする。 また、一斉改選にむけて民生委員に対する負担感や責任等の消極的イメージの払しょくとともに、地域貢献の活動実績や「やりがい」など充実感や連帯感をアピールする広報をしていただき、なり手不足の解消につなげるよう要望する。</p>	<p>民生児童委員の活動しやすい環境整備や負担軽減は重大な課題として認識しているところであり、今後の活動を推進する各種事業について、要望額どおり助成することを当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員費（民生児童委員協議会補助金（民生委員活動経費）） 2,872千円 ・民生委員費（地区民生児童委員協議会等補助金） 14,260千円 <p>民生委員制度や活動については、県民の方が正しく理解していただけるよう、引き続き県政だより、新聞等各種媒体を活用して周知していく。 また、県の関係課や市町村に対して、民生児童委員が行っている業務について見直すことにより、負担を軽減するよう通知している。</p>
<p>▶ 公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会</p> <p>1. 単位老人クラブに対する補助について 老人クラブは、安心して豊かな地域づくりには不可欠であり、その果たす役割はますます大きくなっているが、人口の減少に伴い活動が益々困難になっているので、引き続き単位老人クラブに対する補助を要望する。</p>	<p>単位老人クラブに対する支援について、引き続き当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（単位老人クラブへの補助） 17,025千円
<p>2. 市町村老人クラブ連合会に対する補助について 市町村老人クラブ連合会は単位老人クラブ活動を活性化するため、健康づくり、友愛活動・地域の支え合い、次世代育成支援などの事業を推進する研修会・講習会啓発活動などを実施しており、単位クラブと同様に継続して活動できるよう支援することを要望する。</p>	<p>市町村老人クラブ連合会に対する支援について、引き続き当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（市町村老人クラブ連合会への補助） 13,295千円
<p>3. 県老人クラブ連合会に対する補助について 県老人クラブ連合会は、市町村老人クラブ連合会の育成指導、老人クラブ活動の充実・発展を図るための事業を行っており、助成金の確保等支援を継続することを要望する。</p>	<p>県老人クラブ連合会に対する支援について、引き続き当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（県老人クラブ連合会への補助） 4,224千円
<p>▶ 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会</p> <p>1. 親なき後の安心サポート体制の構築について 安心サポートファイルの普及と活用の拡大に向けて引き続きコーディネーターの設置について支援することと、平成29年度に取りまとめた「親なき後等に関する保護者アンケート調査報告書」の中で、保護者の要望に基づいて行った提言を具体化していくための検討委員会の設置等を要望する。</p>	<p>安心サポートファイルを活用した普及啓発とコーディネーター配置、及び検討委員会の設置に継続して取り組むため、必要経費について当初予算での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親なき後の安心サポート体制構築事業 3,511千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>2. 障がい者社会参加促進事業等に対する助成について 知的障がい者の社会参加や地域社会への理解の促進を図る、知的障がい者レクリエーションの開催、知的障がい者本人大会の開催、鳥取県手をつなぐスポーツ祭りの開催、手をつなぐ育成会県大会の実施、研修会の開催、広報紙の発行、知的障がい理解パンフレットの作成等の活動について引き続き支援することを要望する。</p>	<p>育成会が実施する大会等障がい者の社会参加を促進する取組への助成を継続するための経費について、当初予算での対応を検討している。 ・地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業） 12,543千円</p>
<p>3. 地域生活支援拠点等の整備、機能強化について 平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することが基本とされている地域生活支援拠点等の整備と機能強化を進めていただくとともに、整備にあたっては、乳幼児期に利用する療育センターなど公的な医療機関と成人した後に利用することとなる医療機関との連携など、関係機関、各種障がい児・者団体等と地域で安心して生活していける連携・協力体制が図られるよう要望する。</p>	<p>本県においては、各市町村に1箇所「地域生活支援拠点」を設置することを平成30年3月に改定した「鳥取県障がい者プラン」の中で目標としており、県では、設置へ向けた検討を行っている圏域の自立支援協議会や市町村等への説明を通じ、設置を促している。</p>
<p>▶ 鳥取県肢体不自由児協会・鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会 1. 療育指導誌「いずみ」の発行事業について 肢体不自由児に対する理解と社会参加の支援を図る療育指導誌「いずみ」の発行について、引き続き支援することを要望する。</p>	<p>協会、連合会が実施する大会等への助成を継続するため、当初予算での対応を検討している。 ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（機関誌、大会助成） 750千円</p>
<p>2. 第54回鳥取県肢体不自由児者父母の大会開催事業について 今年度11月上旬に開催予定の「第54回鳥取県肢体不自由児者父母の大会」の開催にあたって必要な支援と助成を行うことを要望する。</p>	<p>協会、連合会が実施する大会等への助成を継続するため、当初予算での対応を検討している。 ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（機関誌、大会助成） 750千円</p>
<p>3. 重症心身障がい児・者が利用できるショートステイ体制の地域差解消について 重症心身障がい児・者のショートステイについて、人員配置における鳥取県独自の加算措置等による人材の確保、受け入れ施設を整備することに対する費用補助等の優遇措置による体制の整備に取り組み、地域による格差がないように要望する。</p>	<p>現在、中部地区においては、夜間帯にヘルパーを派遣できる事業所がなく、泊まりを伴う医療型ショートステイが実施できない状況にあることから、来年度予算の中で、ヘルパー事業者以外の事業者（訪問看護等）の参入について検討している。 また、これまで、中部地区では、医療型ショートステイ事業で障がい児の受入可能な医療機関がなかったが、この度、鳥取大学の小児在宅支援センターが実施している研修を受けた医療機関において、31年2月から受入れが可能になった。 今後も、利用者の利便性の向上、県下全域で均一的なサービスが受けられる体制づくりを強化していく。 ・重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業 13,312千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>▶ 鳥取県 PTA 協議会 平成 31 年度に計画している以下の事業に対して支援することを要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究研修事業 ・機関紙発行事業 ・鳥取県 PTA 研究大会 ・社会教育団体交流室使用助成事業 ・PTA 指導者支援事業 ・中四国大会及び全国 PTA 研究大会派遣事業 	<p>鳥取県 P T A 協議会からの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き支援について当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体による地域づくり支援事業（鳥取県 P T A 協議会補助金） 8 6 0 千円
<p>▶ 一般社団法人鳥取県私立学校協会 私立学校協会から寄せられた要望について実現に向けて検討し取り組むことを要望する。</p> <p>1. 鳥取県私立学校協会全体 (1) 鳥取県私立学校協会事業に対する補助金の強化</p>	<p>鳥取県私立学校協会に対しては、引き続き、支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校支援等事業（私立学校協会補助金） 1, 9 7 0 千円
<p>2. 中学高等学校部会 (1) 働き方改革への対応として、外部人材の活用等への支援拡充と柔軟な運用と休日等の大会への教員派遣の軽減 (2) 教員募集について、県の教員採用試験受験者に対して私学の受験案内が行えるようにすること</p>	<p>私学の働き方改革推進については、高等学校等教育振興補助金において、スクールサポートスタッフや部活動指導員等の外部人材の配置に対する補助（補助率 3 / 4）の限度額を拡充することを当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金 1, 8 8 3, 6 1 4 千円 <p>私学の教員募集について、公立学校志望者に対し私学の受験案内の配布を行えるよう配慮したところであり、今後も可能な協力をしていきたい。</p>
<p>(3) 私立学校教育振興補助金の継続、生徒募集に関して寮に対する支援の拡充と県外・国外生徒の受け入れに係る支援の拡充、施設整備への補助の拡充</p>	<p>私立学校の助成については、経常費を助成する私立学校教育振興補助金の補助単価を公立学校との均衡を考慮して設定し、生徒一人当たりで全国一の水準を堅持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金 1, 8 8 3, 6 1 4 千円 <p>県外生徒等の募集、受入への支援として、既存建物の改修による寮の整備について補助の対象とするとともに、寮の舎監の配置に対して引き続き支援する。私立高等学校等の大規模修繕等事業に対する助成について定める条例の失効期限を廃止することを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校施設整備費補助金 1 2 4, 0 0 4 千円
<p>(4) 寄付金控除の簡素化</p>	<p>寄附金控除をはじめとする医療費控除、雑損控除の 3 つの所得控除については、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの一年分について申告する必要があり、また、その手続きが複雑であることから、年末調整手続きを行う事業主（源泉徴収義務者）の負担を考慮し、年末調整ではなく、確定申告で対応することとされている。</p> <p>現在、政府税制調査会等において、事業主の事務負担の軽減のため、確定申告・年末調整手続きの電子化の推進について議論されており、引き続きその議論の動向を注視したい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3. 幼稚園・認定こども園部会</p> <p>(1) 私立幼稚園運営費補助金の拡充</p> <p>(2) 2歳児受け入れ支援</p> <p>(3) 幼稚園教員・保育士の人材確保</p>	<p>2019年10月から幼児教育・保育無償化が予定されており、幼稚園に在籍する児童の保育料は全て無償化される。併せて、私立幼稚園においては現行の国庫補助制度である幼稚園就園奨励費補助事業が廃止されることとされている。これらの国の制度改正を踏まえて、私立幼稚園への補助制度のあり方を中長期的に検討していく。</p> <p>保育人材の確保については、潜在保育士の就業促進及び現職保育士の離職防止に取り組むため現在配置している保育士・保育所支援センターのコーディネーター及び現職保育士の相談対応を行う職員の継続配置に加えて、保育士養成校に進学する県内出身の学生を対象とした新たな修学資金貸付制度の創設について、平成30年度国二次補正予算及び当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園等運営費補助金 276,421千円 ・保育士確保対策強化事業 13,440千円(当初予算) ・【2月補正】保育士確保対策強化事業 127,670千円(国二次補正予算)
<p>4. 専修各種学校部会</p> <p>(1) 関係機関との連携強化</p> <p>(2) 教育・学術振興課以外の関連部署、主管課への協力要請</p> <p>(3) 専門学校生徒・保護者への助成</p> <p>(4) 県内専門学校卒業生を採用する県内企業への助成</p> <p>(5) 専修学校運営費補助金の増額</p> <p>(6) 準公立専攻科の復活反対</p> <p>(7) 各種学校への支援について</p> <p>(8) 県内高校生に対する運転免許取得のための早期通学許可</p> <p>(9) 教習用車両に対する自動車税の課税免除</p> <p>(10) 高齢者講習、認知機能検査委託料の引き上げと同講習・検査実施への補助</p>	<p>専修学校・各種学校については、関連部局で連携・協力して必要な支援を行っており、今後も地元で学び、地元で働く若者を増やすため、連携強化に努める。</p> <p>私立専修学校については、引き続き運営費の支援を行っていく。さらに私立学校協会専修・各種学校部会が取り組む県内専門学校進学フェアについては、開催経費等について引き続き支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校等就学支援金(専修学校高等課程) 24,216千円 ・私立学校生徒授業料等減免補助金(専修学校) 8,556千円 ・私立学校教育振興補助金(私立専修学校教育振興補助金) 81,951千円 ・私立学校協会補助金(鳥取県専門学校進学フェアに対する助成) 100千円 <p>専門学校卒業生も含めた若者の県内就職・定着の促進並びに企業の人材確保を図るに当たり、引き続き、県版経営革新支援補助金などによる生産性向上や働き方改革等を通じて、若者にとって魅力ある企業づくりを支援していく。</p> <p>NPO法人立の予備校である志学館は、米子東高校の専攻科廃止以降、浪人生が県外の予備校等に進学している実態を憂慮した有志により若者の県外流出の防止のため設立されようとしているもので、必ずしも地域の予備校等と生徒確保において競合する趣旨ではないと聞いている。</p> <p>運転免許取得のための自動車教習所への通学許可については、各校長がそれぞれの学校の状況を踏まえ、許可、不許可の判断をしている。県としては、就職等の際に自動車免許を必要とする生徒がその時期までに確実に取得できるよう、生徒の運転免許の取得の可否については最終的に校長の権限において適切に判断すべきとの国の通知を踏まえて、入所時期を含めた適切な対応を各学校に依頼しているところであるが、今後も、知事部局と県教育委員会とで連携し各高等学校に働きかけていきたい。</p> <p>自動車学校の教習車については、その用途に一定の公益性は認められるが、自動車教習事業は収益事業であり租税公課については利用料金等に転嫁することも可能であることなどを踏まえ、課税免除ではなく一部減免(営業用車並課税)としている。</p> <p>一方で、高齢者運転講習等、自動車学校が担っている交通安全施策上の役割が増していることを踏まえつつ、経営の実態を把握した上で、課税免除も含めて対応を検討する。</p> <p>高齢者講習等の委託料は、その財源とする手数料額が道路交通法施行令で定める手数料額を標準として、各都道府県において条例で規定されており、本県の高齢者講習・認知機能検査の委託料については、その額の範囲内で、物件費や人件費を算出した上で設定しているところであり、今後も適正な委託費の設定に努める。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>▶ 鳥取県建築連合会</p> <p>1. 後継者育成に関する事業所への補助について</p>	<p>建築関係の新規入職者に対する在職者訓練を行う県内の認定職業訓練校の運営費、入校費に対して、引き続き支援をしていく。また、35歳未満の若年者を鳥取県技能士会連合会と技能士団体等による共同体が期間雇用し、集合訓練や企業実習を通じて正規雇用に結びつける、本県独自の取組「若年技能者等技能承継推進事業」を実施しながら、今後も後継者の人材育成に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能振興事業（認定職業訓練助成事業） 11,519千円（建築関係以外の訓練校への補助予算等を含む。） ・技能振興事業（技能振興推進事業費補助金） 638千円（建築関係以外の訓練校を含む認定職業訓練校への入校経費補助予算） ・技能振興事業（若年技能者等技能承継推進事業） 27,871千円
<p>2. イベントでのキット展示の組み立て経費等に対する補助について</p>	<p>伝統木造技術の普及啓発イベント等で使用する展示品の組み立て及び倉庫等から会場までの運搬を外部に委託する場合に要する経費は、伝統建築技能者団体活動支援事業の補助対象として認めている。</p> <p>展示品の保管については、伝統木造技術の普及啓発に直接的には該当しないため、保管に要する経費を補助対象とすることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統建築技能者団体活動支援事業 3,000千円
<p>3. 伝統建築補助額の増額について</p>	<p>とっとり住まいる支援事業における伝統技術活用助成額については、伝統技能の活用を進めるため、平成26年度の制度見直しの際に15万円から20万円に引き上げたところである。なお、手刻み加工とプレカット加工との金額差が大きいということであれば、実態をよく確認させていただいた上で必要に応じて制度の見直しを検討したい。</p>
<p>4. 災害時などの応急修理工事のための作業場の確保と修理技術に対する補助について</p>	<p>災害時の応急修理工事に対応するために必要な準備については、関係団体の意見も聞きながら検討してみたい。</p> <p>また、木造住宅の改修における大工技術の継承につながるよう「とっとり住まいる支援事業」において、大工技能、左官技能、建具技能のうち、2種類以上の伝統技能を活用した住宅改修に対して上乗せ助成を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり住まいる支援事業 439,392千円
<p>5. 伝統技能継承のための作業場などで必要な大型機械道具の購入補助について</p>	<p>伝統技能の継承を図るため、技能者団体が行う伝統技能の向上や普及啓発につながる活動に要する経費を、伝統建築技能者団体活動支援事業の補助対象とし支援してきており、建築現場に携わる職人の現場作業の省力化や作業環境の改善の観点からも取組を進める必要があると考える。</p> <p>県では生産性向上や付加価値向上等の経営力強化に係る計画（国：経営力向上計画）の認定を受けた事業者に対して、県版経営革新総合支援事業（生産性向上型）により計画実行に伴う設備導入等について支援している。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>▶ 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会</p> <p>1. テレビ放送及び防災無線の情報アクセシビリティについて あいサポート条例の理念に謳われている「いつでも・どこでも・だれでも・情報アクセシビリティ鳥取県」を築くために以下のことを要望してきて、検討すると回答があったが改善進展が見られないので、実現するよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHK・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビが独自で放送するニュース及び番組に字幕付与と手話言語を挿入すること。 ・地域の防災無線をリアルタイムで全ての情報が把握できるようにすること。 	<p>テレビのローカルニュースにおける手話同時通訳等の導入については、放送事業者が実施に係る費用、実施体制等を検討し、最終的に判断されるものだが、県としても、平成29年9月に「あいサポート条例（愛称）」が施行されたことを踏まえ、機会を捉えて放送事業者へ働きかけを引き続き行う。</p> <p>さらに、昨年12月25日から、スマートフォンやタブレットの利用者向けにプッシュ通知（リアルタイム）による危機管理ポータルサイト、トリピーメールによるお知らせ、位置情報による最寄りの避難所への経路ガイド、道路や河川のライブカメラへのリンクの表示などの機能を備えた「あんしんトリピーなび」の運用を開始しており、聴覚障がい者などに対し、その効果的な利用について促していくとともに、市町村に対しては防災行政無線の情報など災害時の情報アクセスの確保について、積極的な提供が図られるよう理解を求めていく。</p>
<p>▶ えがお株式会社</p> <p>就労継続支援B型事業所で農業を生産活動として行ってきたが、農業以外の生産活動を取り入れたいと考えている。公共施設や公園、海岸、学校の校庭などの管理や環境整備活動、道路や商店街など街の美化活動、小学生の登下校の見守り活動などを就労継続支援事業所へ業務委託されることを要望する。</p>	<p>県では、障がい者就労施設等で働く障がいのある方の経済的自立及び就労機会確保のため、障がい者就労施設への優先発注を図っており、県の組織における調達目標だけでなく、市町村や公的機関においても目標を定めることで、県内全ての県内就労継続支援事業所における受注業務の増加に繋がるよう、取組を行っている。</p>
<p>▶ 鳥取県農業会議</p> <p>1. 農業会議の行う下記の事業について引き続き支援を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会活動強化対策事業 ・農業会議運営・活動事業 ・機構集積支援事業 ・新規就業者早期育成支援事業 ・農業法人設立・経営力向上支援事業 	<p>農業会議関係事業については、各種事業が継続できるよう次のとおり、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用適正化総合推進事業 （農業委員会ネットワーク機構負担金） 10,606千円 （運営事務費） 2,565千円 （農業委員会活動強化対事業） 8,674千円 （機構集積支援事業） 13,130千円 ・農の雇用ステップアップ支援事業 （未来を託す農場リーダー育成事業） 111,470千円 ・農業経営法人化総合支援事業 （農業法人設立・経営力向上支援事業） 7,979千円
<p>▶ 鳥取県腎友会</p> <p>1. 鳥取県特別医療費助成制度の継続について 県で実施している特別医療費助成について、事業を後退させることなく現状維持で継続すること。</p>	<p>特別医療費助成制度は、平成30年度も継続して実施するよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別医療費助成事業費 1,626,775千円

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>2. 透析患者が安心して透析が受けられる対策について 透析患者が安心して透析が受けられるよう必要な対策を講じること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門医師不足・看護師不足の解消 ・ 通院手段・費用への支援 ・ 要介護透析患者への地域支援サービスの推進 	<p>鳥取県内の医師及び看護師の確保に向けて、医学生や看護学生への奨学金等の貸与、地域医療体験研修、看護現場体験研修、看護職員が働き続けられる環境の整備への支援等の総合的な医師・看護師確保策を講じ、透析専門医・腎臓専門医、認定看護師も含め県内で勤務する医師・看護師の確保に引き続き努める。</p> <p>また、腎臓内科などの特定の診療科に医師を誘導する措置を充実するようこれまで国に要望しているところであり、今後も引き続き要望していく。</p> <p>通院費については、透析患者など身体障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー割引制度があるほか、市町村によっては単独で通院費助成制度を設けているので、これらを活用いただきたい。</p> <p>透析に係る医療費負担を支援するため、県特別医療費助成条例に基づく現行の減免制度を継続できるよう、必要経費について当初予算での対応を検討するなど、高齢者等にも配慮しながら、生活面での負担軽減を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別医療費助成事業費 1,626,775千円
<p>3. 慢性腎臓病（CKD）対策の推進について 成人病、特に糖尿病患者に対する慢性腎臓病（CKD）の対策を続けること。</p>	<p>県では一般の方や医療機関、保健指導従事者を対象とした研修会を開催し、慢性腎臓病（CKD）の予防・早期発見の啓発に取り組むとともに、腎臓病患者が悩みや不安を解消して安心して生活が送れるよう鳥取県腎友会が設置する相談窓口への補助や、かかりつけ医と腎臓専門医との連携推進に取り組んでおり、来年度も引き続き実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業（慢性腎臓病（CKD）予防対策事業） 120千円 ・ 腎臓病患者サポート事業 328千円
<p>4. 災害時の透析医療の確保・移動体制の整備について 災害時においても生命を守るために必要な透析医療の確実な確保を図るとともに、特に介護が必要な透析患者は避難の手助けや通院移動の保証も必要であることから、それらの体制を整備すること。</p>	<p>災害時においても継続して人工透析の提供が必要なことから、県では、災害時の透析医療体制の整備及び確保のため、平成26年から透析に精通する医師を災害医療コーディネーターとして、全県担当及び東中西部の各保健医療圏に設置をしている。平成27年には「災害時における透析医療の活動指針」を策定し、関係機関の役割を明確にしたところであり、これに基づいて体制整備を行っている。また、医療機関BCPの策定推進や災害時に備えた備蓄品等の整備に向けた支援を検討しているところであり、今後も災害時透析医療ネットワーク参加機関のご意見も伺いながら、体制整備を強化していく。</p>
<p>5. 臓器移植の普及に伴う要望について 腎臓移植は慢性腎不全の唯一の根治的な治療法であるが、日本での献腎移植はまだ少ないのが現状である。臓器移植の普及推進のための施策を進めること。</p>	<p>県内における心停止下提供等による臓器移植は、平成28年9月に県内患者2名に同時に腎臓移植が行われるなど、これまで13例となっている。</p> <p>臓器移植は、県民の理解と支援があって成り立つ制度であることから、今後も引き続き、(財)鳥取県臓器バンクと連携等を行い、街頭キャンペーンやグリーンライトアップなど臓器提供や移植への理解に係る普及啓発を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移植医療推進事業 16,435千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>▶ 鳥取県農業協同組合中央会</p> <p>1. 下記の事項の実現について国に建議すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食糧安全保障を担保する国の基本政策の確立 ・担い手育成の促進等 ・国産農畜産物の需要拡大の促進等 ・品目毎体質強化・経営安定対策等 ・農業・農村の価値創出に向けた地域活動の促進等 ・自然災害（豪雨・台風等）からの復旧・復興支援等 ・J A総合事業機能発揮に向けた自己改革の推進に対する支援 	<p>左に対する対応方針等</p> <p>J Aと連携しながら、本県の農業者にとって望ましい対策について、国に対し、適宜、本県の考えを伝えていく。</p>
<p>2. 下記の事項について支援すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予冷施設による農業生産量の確保への支援 ・産地パワーアップ事業の活用による農業基盤整備 ・J A営農関連施設の機能向上・新規取り組みへの支援について ・発電機の導入 	<p>個別案件に応じて国の産地パワーアップ事業や既存の単県事業の活用により支援するよう検討する。複数品目の活用で国事業の対象にならないものについては、単県の園芸産地活力増進事業の活用により支援するよう検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】産地パワーアップ事業 204,300千円 ・園芸産地活力増進事業 65,329千円 <p>産地パワーアップ事業の継続は、重要と認識しており、国に要望し2次補正に組み込まれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】産地パワーアップ事業 204,300千円 <p>個別案件について、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの活用により支援するよう検討する。</p> <p>発電機本体は国事業を活用し、国事業の補助対象外である非常用電源に対応するための配電盤等切り替え設備の酪農家全戸整備への支援について、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酪農用非常電源緊急整備事業 39,084千円

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>▶ 鳥取県漁業協同組合</p> <p>組合の経営基盤強化及び漁家経営の安定、指導事業強化による経営体の増加推進、効率的な漁業への転換及びブランド化・PR推進による魚価向上、観光事業との連携強化などを推し進めるために、下記の事業について支援すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗購入、種苗放流事業（栽培漁業ビジネスプラン推進事業） ・ 養殖事業（資源増殖推進事業）（未利用海藻増殖試験） ・ 美保湾ヒラメ試験放流サポート（沿岸漁業重要資源調査・美穂湾ヒトデ大量発生による資源影響調査） ・ 藻場の減少対策（藻場造成調査） ・ キジハタ種苗放流の経費支援及び生産経費の削減技術の推進（キジハタ栽培漁業実用化支援調査） ・ イワガキ岩盤清掃実証事業 ・ 国事業水産多面的機能発揮事業に係る県支援の継続（鳥取県水産多面機能発揮対策事業） ・ 放流経費の上乗支援（資源増殖推進事業） ・ ウマズラハギ等の畜養殖調査（養殖事業展開可能性調査事業） ・ 有害生物発生に対する駆除活動の支援（美穂湾ヒトデ大量発生による資源影響調査） ・ 台風24号による各地区沿岸部の磯場漁場回復支援 ・ 沖合漁業漁船の代船建造に関わる支援・漁船リース事業 ・ リース料支援・機器等整備支援（漁船リース経費補助事業・沖合底びき網漁業生産体制存続事業） ・ 県産魚PR事業（県産魚ブランド発信事業） ・ 出荷技術調査・研究、県産魚出荷技術改良試験 ・ フロンティア漁場整備事業 ・ 地域活力の向上 ・ 省エネ等経営改善に資する機関・機器への転換 ・ 漁業就業（雇用・独立）を目指す人に研修を受ける機会を与える事業 ・ 鳥取港機能整備事業（港内浚渫工事） ・ 砂の堆積調査、研究、試験の実施 ・ 海岸侵食の重点的な対策（中部地区）（サンドリサイクル事業） ・ 港湾・海浜などの大量の漂着物の処分（海岸漂着ごみ等処理事業） ・ 港内の静穏調査 ・ 日韓漁業対策費、漁業共済掛金軽減事業 	<p>予算編成にあたっては、団体の要望等も聞いたうえで必要な事業の実施を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放流用種苗支援事業 18,417千円 ・ 沿岸漁業研究事業 10,541千円 ・ 栽培漁業研究事業 8,732千円 ・ イワガキ岩盤清掃実証事業 667千円 ・ 鳥取県水産多面機能発揮対策事業 849千円 ・ 養殖漁業研究事業 18,274千円 ・ 漁場環境保全事業 5,101千円 ・ 沖合漁船支援事業 25,780千円 ・ 浜に活！漁村の活力再生プロジェクト 2,210千円 ・ 食のみやこ鳥取県推進事業（県産魚ブランド発信事業） 1,480千円 ・ 県産魚出荷技術改良試験 812千円 ・ フロンティア漁場整備事業負担金 50,866千円 ・ がんばる漁業者支援事業 5,057千円 ・ 漁業就業者確保対策事業 70,027千円 ・ 港湾維持管理費（航路泊地浚渫費（鳥取港）） 81,000千円 ・ サンドリサイクル推進事業 69,000千円 <ul style="list-style-type: none"> うち中部地区 11,600千円 ・ 海岸漂着ごみ等処理事業（下記以外の海岸） 38,439千円 <ul style="list-style-type: none"> （漁港） 6,390千円 （港湾） 2,579千円 ・ 鳥取港利用促進事業 95,665千円 ・ 日韓漁業対策費（漁業共済掛金助成事業） 5,840千円

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>▶ 境港水産振興協会</p> <p>1. 境港お魚ガイド活動支援事業費補助金の継続について 境漁港見学ツアーの実施及び各種魚食普及活動を実施する専門ガイドの雇用経費及び取り組み経費について継続することを要望する。</p>	<p>予算編成にあたっては、団体の要望等も聞いたうえで必要な事業の実施を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境港市場お魚PR事業 3, 182千円
<p>▶ 鳥取県小学校体育連盟</p> <p>1. 陸上・水泳大会の継続支援について 陸上・水泳大会について、平成31年度も前年度同額の予算を措置すること。</p>	<p>小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対し、それぞれの要望を踏まえ、引き続き支援について当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係体育大会推進費 52, 892千円
<p>▶ 鳥取県中学校体育連盟</p> <p>1. 大会運営・選手派遣の支援について 以下について昨年と同様の予算措置をすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県中学校総合体育大会の各種競技運営 ・中国ブロック中学校選手権大会の運営 ・全国大会・中国ブロック大会の選手派遣 	<p>小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対し、それぞれの要望を踏まえ、引き続き支援について当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係体育大会推進費 52, 892千円
<p>▶ 鳥取県高等学校体育連盟</p> <p>1. 大会運営・選手派遣の支援について 以下について昨年と同様の予算措置をすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県高等学校総合体育大会の運営 ・中国ブロック高等学校選手権大会の運営 ・全国高等学校総合体育大会への選手等の派遣 	<p>小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対し、それぞれの要望を踏まえ、引き続き支援について当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係体育大会推進費 52, 892千円
<p>▶ 鳥取県土地改良事業団体連合会 以下について要望する。</p> <p>1. 平成31年度農業農村整備事業に必要な予算の確保</p>	<p>農業農村整備事業への継続支援を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業体質強化基盤整備促進支援事業 194, 305千円 ・県営地域ため池総合整備事業 239, 000千円 ・県営農業用河川工作物応急対策事業 121, 726千円 ・しっかり守る農林基盤交付金 210, 000千円 ・その他、土地改良等事業 342, 592千円
<p>2. 西日本豪雨及び台風24号により被災した農地・農業用施設の早期復旧に係る財政支援</p>	<p>農地・農業用施設災害については、国庫補助事業並びに単県事業を活用し復旧するよう、9月補正及び11月補正で予算化を行った。</p> <p>なお、西日本豪雨及び台風24号については、県内全域が激甚災害に指定されたことにより、国庫補助の高上げ並びに交付税措置のある起債（農地等小災害復旧事業債）が受けられることとなった。</p>
<p>3. 改正土地改良法の施行に伴う土地改良区体制強化</p>	<p>国や県土連と連携し、研修会や相談対応、検査等を通じて県内土地改良区が体制強化へつながるよう支援、指導していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区支援等事業 42, 676千円

要望項目	左に対する対応方針等
4. 土地改良区の複式簿記移行に伴う土地改良施設の資産評価データ又は結果の早期提供	土地改良区が管理する土地改良施設の資産評価の必要性について、土地改良区及び市町村に周知を図るとともに、県保有の資産データの早期提供を進めていく。 ・土地改良区支援等事業 42,676千円
<p>▶ 鳥取県商工会連合会 以下について要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小規模事業者等経営支援交付金の継続 2. 事業承継対策交付金の継続 3. 創業・起業対策交付金の継続 4. 販路開拓・需要創出対策交付金の継続と拡充 5. 中小企業診断士養成コースへの派遣に係る交付金の継続 	<p>商工団体が小規模基本法等に基づき起業・創業、新事業展開、事業承継など、企業の段階に応じた伴走型の経営支援が行えるよう、平成26年度当初予算において、県商工会連合会については経営支援専門員3名の定数増による体制強化(計115名体制)及び需要創出や創業支援並びに経営支援専門員の資質向上などに係る事業費の増額を行ったところであり、これを引き続き支援することを当初予算で検討している。</p> <p>・小規模事業者等経営支援交付金(商工会・商工会連合会、商工会議所) 868,257千円(うち、商工会・商工会連合会分596,633千円)</p>
6. 小規模事業者 IT・IOT 促進事業の新設	<p>高度・複雑化、多様化する事業者の経営課題に対しては、密着した支援の重要性が増しており、商工団体の担う役割は大きくなっている。そうした中、商工団体がより充実した支援を展開するために経営支援業務のシステム化を行うことは有効な手段の一つと考えられるが、費用対効果、財源(会費負担の在り方、国庫の活用など)といった課題があると認識しており、まず団体と意見交換してみたい。</p> <p>なお、県では従前より小規模事業者等経営支援交付金により商工団体の専門家活用経費を助成しているところであり、小規模事業者のIT化支援については、現状や課題をよく聞き必要な対応を考えたい。</p>
<p>▶ 鳥取県信用保証協会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 信用保証料負担軽減補助金について 県制度融資については、中小企業者の負担軽減のため、基本保証料よりも低い保証料率に設定しているが、保険料は保証料の中から支払っているため、減収となる保証料相当額について補填することを要望する。 	<p>資金調達力の弱い中小企業者を支援するため、制度融資を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減補助金について、当初予算で検討している。</p> <p>・信用保証料負担軽減補助金 368,082千円 (うち一般分277,382千円、H28中部地震対策分90,700千円)</p>
<p>▶ NPO 法人グリーンツーリズムもちがせ 以下について要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種申請事務の簡素化 	<p>障がい者アート活動支援事業補助金については、すでに必要最低限の申請項目とするなど簡素な手続としているところだが、申請者の意見も踏まえ、補助金事務を委託しているあいサポート・アートセンターと検討してみたい。</p>
2. 補助事業の複数年化	<p>具体の補助金の要望があれば、対応を検討してみたい。</p>
3. 観光支援組織の一本化	<p>国内外からの観光誘客による地域活性化に向けて、県内においては各種の観光関係団体(市町村観光協会、県観光連盟、DMO、協議会等)が様々な取組を行っている。各団体は、目的に応じて組織を構成し、事業実施方針等に基づき事業展開を行っているものであり、全てを一本化することは困難であるが、観光を通じた地域づくりや観光誘客に向けた取組に対しては、引き続き各団体が連携し必要な支援を行っていく。</p> <p>・(一社)山陰インバウンド機構運営事業 100,000千円 ・鳥取県観光連盟運営費 95,226千円 ・温泉地等魅力向上事業 14,810千円 ・県内観光推進組織連携事業 1,000千円</p>